

地第425号
通指第730号
交規第408号
備二第1073号
令和元年9月10日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

適切な雑踏警備の実施について（通達）

県警察においては、過去の事例の反省・教訓を基に、関係所属が連携して雑踏事故の防止対策に取り組んでいるところであるが、近年諸外国では車両突入型テロ事件等が発生しており、県警察においても雑踏警備を実施するに当たっては、雑踏事故の防止という観点に加え、テロ対策という観点にも一層配慮した対策が必要となっている。

各位にあつては、引き続き、下記の基本的考え方、留意事項等を基に、適切な雑踏警備を実施して雑踏事故の絶無を期すとともに、雑踏に乗じて敢行されるテロ等違法行為の未然防止を徹底されたい。

なお、「雑踏事故の防止について」（平成26年4月8日付け地第471号ほか）及び「雑踏警備における事前報告基準について」（平成25年5月21日付け地第399号ほか）は廃止する。

記

第1 基本的考え方

雑踏事故防止に係る行事等の主催者及び警察の基本的考え方はそれぞれ次のとおりである。

1 主催者の基本的考え方

主催者は、行事等の開催により雑踏を生じさせる原因者として、自主警備を実施すべきであり、雑踏の影響が及ぶと認められる範囲については、会場だけでなく会場外においても、また、その範囲が公道であるか否かを問わず、必要な事故防止対策を講ずることにより、雑踏事故の未然防止を図る。

2 警察の基本的考え方

警察は、警察法（昭和29年法律第162号）第2条に定められた責務を果たすため、主催者に対して必要な指導を行うとともに、警備部隊の投入が必要と判断される場合には、事前には実地調査等必要な準備の上、警備実施計画を策定し、当日には主催者等と連携して必要な事故防止対策を講ずることによ

り、雑踏事故の未然防止を図る。

第2 雑踏事故防止に関する体制と事前協議

1 雑踏警備実施指導官の指定及び任務

(1) 地域部地域課に、雑踏警備実施指導官（以下「実施指導官」という。）を置き、地域部地域課調査官をもって充てる。

(2) 実施指導官の任務は、次のとおりとする。

ア 雑踏事故防止に関する平素の措置

(イ) 過去の雑踏警備実施における問題点等の分析

(イ) (イ)の分析結果を踏まえた、警察署に対する指導

(ウ) 自治体等関係機関との連携（(イ)の分析結果の提供、指導等）

(エ) 警備業主管課との連携

イ 雑踏警備実施に関する警察署への指導（警備実施計画の策定、部隊員の配置運用、主催者への事前指導等に関する指導）

ウ 雑踏警備実施主任者及び雑踏警備に従事する警察官に対する指導・教養

2 雑踏警備実施主任者の指定及び任務

(1) 警察署に、雑踏警備実施主任者（以下「実施主任者」という。）を置き、地域課長をもって充てる。

(2) 実施主任者の任務は次のとおりとする。

ア 雑踏事故防止に関する平素の措置

(イ) 過去の雑踏警備実施における問題点等の分析

(イ) 行事等が行われることが予想される施設の管理者等との連携（平素の指導、開催予定の行事等に関する指導）

イ 警備実施計画の企画・立案

ウ 実地調査

エ 主催者への事前指導

オ 雑踏警備に従事する警察官に対する指導・教養

3 地域部地域課への事前報告

雑踏警備実施に際し、警察署警備本部を設置するなど一定規模以上の行事等（以下「事前報告対象行事」という。）については、事前に地域部地域課で把握して検討する必要があることから、以下の要領で報告すること。

(1) 事前報告対象行事の基準

ア 警察署警備本部を設置するもの

イ アに該当するもののほか、次のいずれかの基準に該当するもの

(イ) 過去の人出数又は人出予測が、1日当たり3,000人以上のもの（競輪及び競馬を除く。）

(イ) 1日当たり、10人以上の警察官が警備実施に従事するもの

(ウ) 新規に開催される行事等で、検討が必要と認められるもの

(エ) その他行事等の性格・態様等に照らし、雑踏事故の危険が認められるもの

(2) 報告要領

- ア 雑踏警備実施検討表（別記様式）を作成した上、雑踏警備実施計画書、雑踏警備実施部隊編成表、警備部隊配置図、参集者誘導図、現場付近交通規制図等の資料を添えて地域部地域課に報告すること。
- イ 報告の時期は定めないが、事前の検討が十分にできるだけの期間を設けて報告すること。
- ウ 警備実施に伴う交通対策についても特段の配慮をし、幹線道路に渋滞等の影響を及ぼすおそれのある行事については、事前に交通部交通規制課と協議を行うこと。

4 雑踏警備に関する事前協議

事前報告対象行事については、警察署が作成した雑踏警備実施検討表を基に、主催者に対する事前指導内容や実施計画等について、地域部地域課と事前の協議及び調整を行うこと。

第3 事前の措置

1 主催者に対する事前指導

- (1) 主催者に対しては、雑踏事故を未然に防止するため、次の事項について、その理解が得られるよう必要な指導に努めること。
 - ア 主催者は、会場等の安全許容人数を把握の上、う回路、避難場所及び立入り・停滞等の禁止区域の設定、警備員の配置、広報手段等について、雑踏事故を防止し得る警備計画を作成すること。
 - イ 主催者は、十分な警備員を配置して動線の安全を確立すること。特に参集者が過密となった場合に、う回路の誘導體制及び分断規制による警備体制を確立できるよう十分な警備員を配置すること。
 - ウ 主催者は、当日の警備員の配置状況並びに誘導及び規制に必要な資機材の活用状況について、計画どおり実施されているかを確認すること。また、当日、天候の変化等の事情により計画を変更する場合には、雑踏事故を防止し得るものとし、その変更どおり実施されているかを確認すること。
 - エ 主催者は、当日、警備員を運用して、参集者の動向及び群集密度を的確に把握した上、拡声器、案内看板、ロープ等の資機材を活用して、無秩序な人の往来や滞留を防止すること。また、参集者が過密となった場合、警備員をして、参集者の分断、進入規制、う回等適切な措置を執り、参集者の圧力を緩和させて雑踏事故の発生を未然に防止すること。
- (2) 行事等の開催計画自体の早期把握に努め、主催者が適正な警備計画を作成するよう指導を行うこと。
- (3) 主催者が作成した警備計画については、事故防止の見地から十分な検討を加え、その計画に不備な点がある場合は、是正を指導し、警察の指導事項を確実に遵守させるように努めること。

2 実地調査

- (1) 雑踏警備は、年ごとに条件や事情に変化が生じていることを前提として、

その都度実地調査を行うこと。

- (2) 実地調査に当たっては、次の事項を中心に綿密に調査を行い、事件・事故等の原因となる事象の発見及び危険の除去に努めること。

ア 現場及び付近の地形・地物、現場周辺の交通機関、交通量、道路の幅員及び照明度並びに気象の状況

イ 建物又は施設の構造及び周辺の状況。特に収容能力、非常口、退避路及び避難場所の状況

ウ 警備本部の設置及び部隊の配置に適切な地点

- (3) 実地調査は、主催者と合同で行うように努め、主催者の安全措置及び警備措置を点検し、主催者に対して不備な点を是正するよう指導すること。

3 関係機関との協力

主催者と連携の上、消防機関、輸送機関その他の関係機関との協力体制を確保すること。

4 警備実施計画の策定

- (1) 実施主任者は、行事等の内容、性格、規模等を勘案して、警備部隊の投入が必要と判断される場合には、あらかじめ警備実施計画を策定すること。

- (2) 警備実施計画は、実地調査の結果等を踏まえ、部隊の配置、指揮命令系統、主催者等との連絡体制、装備資機材の配備、突発事案発生時の措置要領等について、周到かつ適切なものとする。

- (3) 警備実施計画の策定に当たっては、行事の内容、人出予想、地形・地物、交通の状況、主催者の警備体制、予想突発事案等を総合的に判断し、かつ、過去の教訓等を十分活用すること。

- (4) 部隊の配置に当たっては、著しい雑踏が予想される場所又は人の転倒しやすい場所等雑踏による事故の発生の危険性が高い場所を重点とすること。また、部隊員個々に具体的な任務を付与し、現場の状況に応じて弾力的に配備を強化すること。

5 交通規制

雑踏事故の発生が予想されるときは、予想される人出に応じて、合理的な整理対策を立て、必要な範囲にわたる車両の通行禁止又は制限その他の交通規制を行い、これを事前に広報して徹底すること。

6 広報活動

会場及びその周辺における広報活動は、特に危険な事態が発生し、又は発生のおそれがある場合において、主催者と協力して実施し、不穏な群集心理の発現を未然に防止し、併せて事故防止上の注意を促すこと。

第4 雑踏事故発生時等の措置

1 主催者との連携

雑踏警備に際しては、主催者と連携して常時かつ組織的に参集者の動向及び雑踏密度を把握し、危険な事態が発生した場合に直ちに必要な措置を講ずることができるようにしておくこと。

2 雑踏事故の危険が差し迫った場合の措置

参集者が過密となるなど雑踏に伴う危険が具体的に予想される状態になった場合においては、警備部隊を指揮して、参集者の分断、誘導、進入禁止等の措置により、参集者の圧力を緩和させて、雑踏事故の発生を防止すること。また、秩序を乱す者については、主催者に必要な措置を執らせるほか、事態に応じ、指導、警告、制止等を行うなど、事故防止の措置を執ること。

3 雑踏事故が発生した場合の措置

具体的に危険な事態が発生した場合は、的確な部隊運用、広報、交通規制等の措置により、その拡大防止を図るとともに、負傷者を救護し、事態の早期収拾に当たること。

- (1) 部隊運用に際しては、直ちに警察力を集中させ、迅速かつ適切な現場措置を講ずること。
- (2) 広報に際しては、混乱の制止と人心の安定を図るため、主催者と連携して速やかに状況を周知し、事故の拡大防止に対する協力を得るよう努めること。

第5 警察署長等幹部の任務

1 警備要点の把握と的確な部隊指揮

主催者に対する指導内容及び実地調査の結果を把握の上、警備要点を見極め、実施計画に反映させるとともに、当日は、警備本部において、組織的に情報を集約し、一元的な指揮を執り、部隊を的確に運用することにより、雑踏事故の未然防止に当たること。

2 警備部隊員に対する教養等

部隊員に対しては、個々の任務を具体的に指示するとともに、群集心理の特性、受傷事故の防止等に関する教養を行い、活動要領及び関係法令の周知を図ること。

第6 雑踏に乗じて敢行されるテロ等違法行為の未然防止対策

近年諸外国において、多数の者が利用する施設等を標的とするテロ事件が発生していること等を踏まえ、次の事項についても留意すること。

1 車両突入防止対策

主催者に対し、会場等の状況に応じて、参集者保護のための防護柵等の設置を働きかけるとともに、必要に応じて、車両の物理的阻止に有効な各種資機材を設置・活用すること。

2 ドローン等の無人航空機対策

行事等が航空法（昭和27年法律第231号）第132条の2第4号に規定の「多数の者の集合する催し」に該当する場合は、主催者に対し、行事等が行われている場所の上空においては国土交通大臣の承認を受けていない無人航空機の飛行は禁止されている旨の事前告知、看板の設置、自主警備員等による現場広報等、必要な措置を講ずるよう働きかけること。また、必要に応じて、高所警戒を実施するほか、会場等の周辺高層ビル、空き地等に係る管理者対策を実施すること。

3 警察への通報体制の確立

主催者に対し、不審者や不審物を発見した際の警察への通報要領について事前指導を徹底するとともに、参集者の整理誘導、警戒活動に併せて不審者に対する声掛け、職務質問、所持品検査等を徹底し、違法行為企図者の早期発見に努めること。

第7 風評等により突発的に生ずる滞留・混乱事案への対応

雑踏事故については、特定の行事等ではなく偶発的又は意図的な風評等により、予想外の形態や場所で突発的に群集の滞留や混乱が生じる場合もあることから、次の事項にも留意すること。

1 事案の防止に向けた対応

特に多数の歩行者等が滞留し混乱することが常態となっている箇所については、この種の事案の発生を想定し、必要と認められる場合には、付近の商店主等の関係者や自治体等に対し、次の事項について働き掛けを行うこと。

(1) 事案発生の際の懸念が生じた場合の措置

ア 警察への速やかな通報の実施

イ 拡声器等の放送設備を利用した管理者等による群集への正確な情報提供及び注意喚起

ウ 放送設備を利用した警察による広報への協力

(2) 要所における放送設備及びカメラの設置

2 事案発生時における対応

(1) 地域部通信指令課等における的確な対応

突発的な滞留・混乱事案の場合は、近接した場所から、短時間集中的に110番通報が入電することが予想される。こうした場合においては、群集の滞留・混乱等の特異な状況が生じている可能性があることを念頭に置き、通報内容に応じ、生活安全、刑事、交通、警備等関係部門との連携に留意しつつ、状況の把握、態勢の確保、消防への通報その他安全確保のための措置の実施について、直ちに必要な指令を行うこと。

(2) 体制の確保

事案の把握のため、現場周辺の交番勤務員、パトカー等を直ちに現場へ派遣するほか、幹部の指揮の下、必要な体制及び装備資機材を確保するとともに的確な任務付与を行い、現場の状況に応じた必要な措置を執ること。

(3) 交通規制の実施

事案の状況を踏まえ、安全を確保する上で必要な範囲にわたる車両の通行禁止又は制限その他の交通規制を速やかに行うこと。